

## 2 職業相談員の配置の見直し等

勸 告				説明図表番号			
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>厚生労働省は、年少就職者、障がい者等の適正な職業選択及び就職後における職場への適応の促進に関する業務の円滑な運営に資するため、安定所に職業相談員を置くこととしている（職業相談員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 57 号））。職業相談員は、設置要領に基づき、職務内容、委嘱要件等が定められており、配置に当たっては、i) 雇用情勢の悪化等に伴う安定所の混雑を緩和するため、比較的容易な職業相談等を担当させ、職員の本来業務を補完するという「量的緩和の観点」及び ii) 職員が有しない特殊な技能・経験を持つ者の専門性を活かし、就職等の一層の促進を図るという「専門性確保の観点」に基づき、原則として業務量や業務指数等を踏まえて厚生労働省本省から労働局に配分し、さらに安定所に配分することとされている。</p> <p>また、厚生労働省は、平成 20 年度において、表 3 のとおり計 53 種類の職業相談員を配置しており、うち雇用保険二事業においては、「早期就職専任支援員（就職支援ナビゲーター）」、「再チャレンジプランナー」、「職業相談員（適職選択支援担当）」等の名称により、合計 40 種類（平成 20 年度の定員 5,412 人）（注）の職業相談員を 30 事業において活用することとしている。</p> <p>（注）一部一般会計からの支出分を含み、平成 20 年度補正予算による増員分を除く。</p>				表 2 - 1			
<p><b>表 3 職業相談員一覧（一般会計・雇用保険二事業別）（平成 20 年度）</b></p>							
No.	相談員名	一 般 会 計	二 事 業	No.	相談員名	一 般 会 計	二 事 業
1	職業相談員(一般担当)	○		28	介護人材給付相談員		○
2	職業相談員(アイヌ担当)	○		29	職業相談員(高齢者担当)		○
3	職業相談員(寡婦担当)	○		30	就職チューター		○
4	職業相談員(障害者職業相談担当)	○		31	フリーター常用就職サポーター (地域連携)		○
5	職業相談員(沖縄県広域職業紹介 担当)	○		32	高卒就職ジョブサポーター	○	○
6	職業相談員(障害者求人開拓担当)	○		33	職業相談員(学生担当)	○	○
7	雇用保険相談員	○		34	フリーター常用就職サポーター (ヤングワークプラザ担当)	○	○
8	刑務所出所者等職場適応・定着推 進員	○		35	フリーター常用就職サポーター		○
9	高齢者雇用専門員	○		36	ジョブクラブコーディネーター	○	○
10	障害者専門支援員	○		37	若年者雇用アドバイザー		○
11	日系人キャリア形成専門員	○		38	就職支援アドバイザー(コーデ ィネーター)		○
12	障害者就労支援コーディネーター	○		39	求人開拓推進員		○
13	ビジネスインターンシップ・コーデ ィネーター	○		40	出稼労働者就労支援員(送 出 地 担 当)		○
14	早期就職専任支援員(就職支援ナ ビゲーター)		○	41	出稼労働者就労支援員(受入 地 担 当)		○

	ナビゲーター)				地担当)		
15	再チャレンジプランナー		○	42	職業相談員(外国人等担当)	○	○
16	職業相談員(適職選択支援担当)		○	43	日系人就職促進ナビゲーター	○	○
17	個別求人開拓推進員		○	44	日系人関係情報管理専門員	○	○
18	人材確保アドバイザー		○	45	職業相談員(地方就職支援担当)		○
19	人材銀行職業相談員		○	46	キャリアサポーター		○
20	職業相談員(ハローワークプラザ担当)		○	47	主任就労支援ナビゲーター(生活保護受給者等)		○
21	職業相談員(パートバンク担当)		○	48	就労支援ナビゲーター(生活保護受給者等)		○
22	職業相談員(マザーズ担当)		○	49	自立支援事業職業相談員(ホームレス等担当)	○	○
23	子育て支援連携推進員		○	50	自立支援事業職業相談員(住居喪失不安定就労者担当)	○	○
24	就職支援アドバイザー		○	51	就業開拓推進員(ホームレス等担当)	○	○
25	労働者派遣事業専門相談員		○	52	就業開拓推進員(住居喪失不安定就労者担当)	○	○
26	職業相談員(地域職業相談室担当)		○	53	有期実習型求人開拓推進員		○
27	季節労働者就労支援ナビゲーター		○		計	24	40

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記職業相談員のうち、No.16と17、18と19、22と23、40と41、42～44、47と48、49～52はそれぞれ一つの事業として実施されており、雇用保険二事業として合計30事業で相談員が置かれている。

### 【調査結果】

雇用保険二事業（平成20年度134事業）において職業相談員を設けている30事業のうち、今回調査対象とした102事業の中で職業相談員を設けている26事業（職業相談員は35種類）におけるその配置状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 安定所により職業相談員1人当たりの業務量に相当の較差がみられることから、職業相談員に係る業務量に応じた配置が必要であると考えられるものが8事業みられた。主な事例は次のとおりである。

[事例2-ア-①]

事業名 (事業番号)	再チャレンジプランナーによる 計画的な求職活動支援の実施(20 -002)	予算額 (千円)	20年度	1,968,393
			21年度	1,343,730

#### 〔事業概要〕

再掲（事例1（1）-イ-④参照）

#### 〈調査結果〉

調査した5労働局（宮城、東京、石川、広島及び香川）のうち、広島労働局では、管内の安定所における再チャレンジプランナー1人当たりの就職実現プラン及び総合的な支援計画の策定件数（平成19年度）が、最大の広島安定所と、最小の三原安定所とで5.1倍程度の差が生じており、その原因分析やこれに基づく指導も行っていない。

(注) 当省の調査結果による。

表2-2  
別添事例表2

〔事例 2-ア-②〕

事業名 (事業番号)	マザーズハローワーク事業推進費 (20-008)	予算額 (千円)	20年度	1,998,891
			21年度	2,116,904

〔事業概要〕

マザーズハローワーク等(マザーズハローワーク、マザーズサロン及びマザーズコーナー)において、子育てをしながら就職を希望する女性等に対して、個々の求職者の希望やニーズに応じた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の再就職支援を実施

〈調査結果〉

本事業における子育て支援連携推進員及び職業相談員(マザーズ担当)の配置については、労働局が管内の安定所における相談実績等を勘案して行うこととされている。また、本事業における職業相談は、子育て支援連携推進員、職業相談員(マザーズ担当)及び職員が行うこととされている。今回、調査した大阪労働局及び福岡労働局における一人当たりの相談件数をみると、大阪労働局管内の大阪マザーズとマザーズコーナー堺では平成20年度(11月末時点)において、12倍程度の差が生じている。

また、福岡労働局管内のマザーズハローワーク天神とマザーズハローワーク北九州では、平成19年度において、1.6倍程度の差が生じている。

(注) 当省の調査結果による。

〔事例 2-ア-③〕

事業名 (事業番号)	季節労働者通年雇用促進等事業 (20-023)	予算額 (千円)	20年度	865,821
			21年度	861,066

〔事業概要〕

通年雇用化を図る事業(通年雇用促進支援事業)に係る計画を策定した事業主団体等からなる協議会に対して、国が通年雇用化を図る事業の実施を委託するほか、安定所に専門の相談員(季節労働者就労支援ナビゲーター)を配置し、対象者の希望条件等に沿った個別求人開拓を行う等のきめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して実施

〈調査結果〉

調査した北海道労働局内の22安定所における職業相談員(季節労働者就労支援ナビゲーター)1人当たりの支援開始者数(平成20年度)をみると、最大の浦河安定所と最小の千歳安定所では7.6倍程度の差が生じている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「2-ア」に該当する事例として、上記3事例のほか、事例表5、9、20、29及び31の事業がある。

イ i) 同一の相談窓口複数の種類の職業相談員が配置され、各相談員の役割分担が不明確となっているもの、ii) 職業相談員が行うべき本来業務の実施が低調となっているものが10事業みられた。主な事例は次のとおりである。

表 2-3

表 2-4

別添事例表 6

表 2-5

別添事例表 11

〔事例 2-イ-①〕

事業名 (事業番号)	失業給付受給者等就職援助対 策費 (20-004)	予算額 (千円)	20 年度	7,168,105
			21 年度	6,504,388

表 2-6  
別添事例表 3

〔事業概要〕

再掲 (事例 1 (1) -ウ参照)

〈調査結果〉

調査した 5 労働局 (北海道、東京、広島、香川及び福岡) 管内の安定所の中には、

- i) 本事業において求人開拓を実施するために設置されている個別求人開拓推進員を職業相談部門に配置し、主に職業相談、職業紹介業務を行わせているもの (札幌安定所)、
  - ii) 求人開拓を行う他の職業相談員との業務分担が特に決められておらず、業務実績も相談員別・職員別に把握していないなど、業務内容や役割分担があいまいとなっているもの (札幌安定所)、
  - iii) 職業相談や内部の事務処理等の業務が大半を占め、本来業務である個別求人開拓は業務量の約 2 割程度に過ぎず、かつ、求人開拓件数等を記録していないため、業務実績が不明となっているもの (高松安定所)
- がみられる。

(注) 当省の調査結果による。

〔事例 2-イ-②〕

事業名 (事業番号)	農林業等就職促進支援事業費 (20 -040)	予算額 (千円)	20 年度	31,155
			21 年度	29,522

表 2-7~9  
別添事例表 15

〔事業概要〕

農業への就業を希望する失業者やフリーター等に対して、就農等支援コーナー等において求人情報の提供、職業相談・紹介、農林業等関連各種情報の提供等を行い、農林業等への多様な就業を促進

〈調査結果〉

本事業において、安定所には農業等就職支援相談員及び若年者農業就業支援員が設置されていたが、事業内容の見直しに伴い平成 20 年度中に廃止されている。

このような中、調査した 5 労働局 (東京、石川、大阪、香川及び福岡) 管内の安定所の中には、本事業により設置された農林業等就職相談コーナーを「地方就職・就農等支援コーナー」として、地方への U ターン就職支援と併せて 1 つの窓口で開設し、地方就職支援を担当する職業相談員 (地方就職支援担当) (20-079 地方就職等支援事業費) を 1 人配置して窓口業務を担当させているもの (大阪西安定所) がみられる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該事業においては、平成 21 年度補正予算により、就農等支援相談員が配置されることとなっている。

〔事例 2-イ-③〕

事業名 (事業番号)	出稼労働者安定就労対策費 (20 -075)	予算額 (千円)	20 年度	46,750
			21 年度	42,966

〔事業概要〕

出稼労働者の送出道県においては、地元における就労機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対する紹介等を実施し、出稼労働者の受入れ都道府県においては、受入れ事業所に対する指導による雇用改善の推進等により、出稼労働者の安全・安定就労を推進

〈調査結果〉

調査した北海道労働局では、管内安定所に出稼労働者就労支援員（送出处）を 2 人配置しているが、本来業務のうち出稼労働者に対する職業相談、職業紹介以外の業務をほとんど行っておらず、通常は職業相談窓口の後方支援として、一般労働者を含めた職業紹介結果の確認・記録関係業務、求職票の受理・整理等求職申込関係業務等、出稼労働者に係る業務以外の業務を行っている（札幌東安定所）。

（注） 当省の調査結果による。

〔事例 2-イ-④〕

事業名 (事業番号)	「職業能力形成システム」の構 築 (20-111)	予算額 (千円)	20 年度	3,885,434
			21 年度	5,274,764

〔事業概要〕

「職業能力形成システム（通称：ジョブ・カード制度）」の構築を図るため、  
i) 中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報、啓発、職場見学・体験講習及び活用促進事業、ii) 各都道府県の主要なハローワークに有期実習型求人開拓推進員の配置等を実施

〈調査結果〉

調査した 5 労働局（宮城、東京、石川、香川及び福岡）管内の安定所のうち、有期実習型求人開拓推進員を配置している安定所の中には、  
i) 公用車が 1 台しかなく、求人開拓業務に常時使えないことから、有期実習型求人開拓推進員が本来業務ではない求人受理データの入力処理及び出力帳票の整理に従事しており、本来行うべき求人開拓は、月 2 日間から 7 日間に止まっているもの（高松安定所）、  
ii) 安定所の求人部門には有期実習型求人開拓推進員を含め 5 種類の職業相談員が配置されているものの、各相談員別に窓口を設けることが難しいことから、本来業務のほか、他の相談員の業務も混在して実施しているもの（仙台安定所）、  
iii) 本事業において設置されている有期実習型求人開拓推進員の求人開拓は、安定所職員が行う事業所訪問に同行しているのみの活動にとどまり、当該推進員が単独で求人開拓を行っていないもの（福岡中央及び小倉安定所）がみられる。

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「2-イ」に該当する事例として、上記 4 事例のほか、事例表 1、2、20、23、32 及び 33 の事業がある。

表 2-10  
別添事例表 29

表 2-11  
別添事例表 41

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、雇用保険二事業において、若年者や障がい者等の適正な職業選択及び就職後における職場への適応の促進に関する業務の円滑な運営に資するために設置している職業相談員について、その専門的知識を活かし、雇用対策を効果的・効率的に実施する観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 利用者の利便性の観点等も踏まえ、事業実績に応じた職業相談員の配置を行うこと。また、労働局が管内の安定所に配置する際にも同様とするよう指示すること。
- ② 職業相談員の統合（大括り化）を検討すること、あるいは、複数の事業を担当する職業相談員を創設することなどにより、職業相談員の在り方が適切になるよう見直すこと。

表 2 - 1 職業相談員規程

○ 職業相談員規程（平成 13 年 1 月 6 日付け厚生労働省訓第 57 号）

職業相談員規程を次のように定める。

（設置）

**第 1 条** 年少就職者、障害者、同和関係住民等（以下「対象者」という。）の適正な職業選択及び就職後における職場への適応の促進に関する業務の円滑な運営に資するため、公共職業安定所に職業相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（委嘱）

**第 2 条** 相談員は、社会的信望があり、かつ、次条に規定する職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者のうちから委嘱する。

（職務）

**第 3 条** 相談員は、公共職業安定所長の定めるところにより、次の職務を行う。

- 一 適正な職業選択及び就職後における職場への適応について対象者の相談に応じ、必要な援助及び指導を行うこと。
- 二 対象者の雇用に関する事項について、対象者を雇用する事業主の相談に応じ、必要な援助及び指導を行うこと。

（任期等）

**第 4 条** 相談員の任期は、1 年とする。

- 2 相談員は、非常勤とする。

（秘密を守る義務等）

**第 5 条** 相談員及び相談員であった者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところにより、その職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

- 2 相談員は、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

（その他の事項）

**第 6 条** この規定に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省職業安定局長が定める。

附 則

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

表 2-2 再チャレンジプランナーの職務

<p>○ 再チャレンジプランナー設置要領（「再チャレンジプランナーによる早期再就職支援事業の実施について」（平成 19 年 4 月 2 日付け職発第 0402017 号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知）別添「再チャレンジプランナーによる早期再就職支援事業実施要領」別紙 1）＜抜粋＞</p> <p>再チャレンジプランナーの設置については、職業相談員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 57 号）によるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>1 職務</p> <p>再チャレンジプランナーは、「再チャレンジプランナーによる早期再就職支援事業実施要領」に規定する事業のうち、職員の指揮命令の下、以下の業務を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 就職実現プランの策定及びこれに基づく就職支援</li><li>(2) 総合的な支援計画の策定及び必要な支援への誘導（民間委託による不安定就労者の就職支援事業への誘導を含む。）並びにこれらに基づく就職支援</li><li>(3) チャレンジ計画の策定に関する相談・助言及びこれに基づく就職支援</li><li>(4) (1)～(3)の就職実現プラン等に係る定期的なフォローアップの実施</li><li>(5) その他事業の円滑な実施のために必要な事項</li></ol> <p>2～4 （略）</p>
--

表 2-3 子育て支援連携推進員の職務

<p>○ 子育て支援連携推進員設置要領（「マザーズハローワーク事業実施運営要領」（平成 20 年 3 月 31 日付け職発第 0331015 号）別紙 2）＜抜粋＞</p> <p>子育て支援連携推進員の設置については、職業相談員規程（平成 13 年 1 月 6 日 厚生労働省訓第 57 号）によるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>1 職務</p> <p>子育て支援連携推進員は、「マザーズハローワーク事業実施運営要領」に規定する事業のうち、職員の指揮命令の下、以下の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 就職実現プランの策定及びこれに基づく就職支援</li><li>(2) 予約制・担当者制による総合的かつ一貫した就職支援</li><li>(3) 求職者のニーズに応じた個別求人開拓</li><li>(4) 就職可能性を高めるためのセミナー等各種就職支援のコーディネート等及びその実施</li><li>(5) 保育サービス関連情報、女性の再就職支援情報等の収集・提供等子育て中の就職希望者の就職支援に係る地方公共団体、関係機関との連携</li></ol> <p>2～4 （略）</p>
--



表 2-4 職業相談員（マザーズ担当）の職務

<p>○ 職業相談員（マザーズ担当）設置要領（「マザーズハローワーク事業実施運営要領」別紙 3）          &lt;抜粋&gt;</p> <p>職業相談員（マザーズ担当）の設置については、職業相談員規程（平成 13 年 1 月 6 日 厚生労働省訓第 57 号）によるほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>1 職務</p> <p>職業相談員（マザーズ担当）は、「マザーズハローワーク事業実施運営要領」に規定する事業のうち、職員の指揮命令の下、以下の業務を遂行する。</p> <p>(1) マザーズハローワーク、マザーズサロン又はマザーズコーナー（以下「マザーズハローワーク等」という。）における初回来所者に対するプレ相談の実施</p> <p>(2) 来所者に対するマザーズハローワーク等の支援内容の説明及び必要な支援窓口への誘導</p> <p>(3) 職業相談及び職業紹介並びにこれに付随する業務</p> <p>(4) 求人情報、保育サービス関連情報の提供等求職者の就職可能性を高めるための就職支援</p> <p>(5) その他マザーズハローワーク事業に関する補助的業務</p> <p>2～4 （略）</p>
---

表 2-5 季節労働者就労支援ナビゲーターの職務等

<p>○ 季節労働者就労支援事業実施要領（平成 19 年 8 月 7 日付職発第 0807002 号関係道県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知）&lt;抜粋&gt;</p> <p>1 趣旨・目的</p> <p>季節労働者に対し、公共職業安定所（以下「安定所」という。）が提供し得る多様な手段を総合的に活用しながら、担当者制による個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した支援を行うことにより、季節労働者の通年雇用の一層の促進を図るために、季節労働者就労支援事業を実施する。</p> <p>2 季節労働者就労支援事業の実施体制</p> <p>季節労働者就労支援事業は、安定所の職員と緊密な連携を図りつつ、本要領別添により設置する季節労働者就労支援ナビゲーター（以下「就労支援ナビゲーター」という。）が実施する。</p> <p>3～4 （略）</p> <p>5 季節労働者就労支援事業の内容</p> <p>(1) 計画的な就職支援の実施</p> <p>就労支援ナビゲーターは、支援対象者の希望を十分に聴取した上で、安定した就労が可能となる就職のための計画を策定し時間を確保しての就職支援を行うこととし、担当者制によるきめ細やかな、以下の事項についてマンツーマンの支援を行う。</p>
---

- イ 求職活動に当たっての心構えの確立や不安の解消
- ロ 就職に係る本人の希望の詳細な把握
- ハ 履歴書（「職務経歴書」を含む。以下「履歴書等」という。）の作成指導及び添削
- ニ 応募先企業に関する情報の収集方法の教示
- ホ 受講すべき安定所及び地方自治体等によるガイダンス等の選定
- ヘ 面接シュミレーション
- ト 不採用になった場合の理由の特定と今後の対応の検討
- チ その他必要と判断される支援

(2) 支援対象者に実施させること

就労支援ナビゲーターは、支援対象者との相談の中で、その求職活動を効果的なものとするため、(1)の就職支援の実施状況に応じ、以下の課題を期日までに実施するよう支援対象者に指導する。

- イ 履歴書等の原案作成
- ロ 応募したい求人の検索及び選定
- ハ 応募先企業に関する情報の収集
- ニ 応募先企業に合わせた履歴書等の修正案の作成
- ホ 指定されたガイダンス等の受講
- ヘ 応募先企業での面接を想定した想定質問への回答案の作成
- ト 面接時等の様子の報告と不採用に関する振り返り
- チ その他必要と判断される課題

(3) その他就労支援ナビゲーターが行うこと

就労支援ナビゲーターは、(1)及び(2)のほか、担当する支援対象者の安定した就労が可能となる就職を実現させるために、以下の活動を行う。

- イ 意識啓発セミナーの実施
- ロ 支援対象者ニーズにあった求人の選定
- ハ 職業紹介の実施
- ニ 支援対象者の履歴書等（氏名及び連絡先等を伏せたもの）を用いた個別求人開拓の実施
- ホ 支援対象者が安定所求人以外から応募を希望する求人を見つけた場合における、当該求人者に対する支援対象者の履歴書等も活用した求人開拓及び採用依頼の実施
- ヘ 季節労働者トライアル雇用受入事業所の開拓の実施
- ト その他利用可能な就職支援メニューがある場合は、これらについての活用
- チ 支援対象者の就職後の職場定着のためのフォローアップ

(4) 支援の打ち切り

安定所の長は、支援対象者が安定した就労が可能となる就職を希望しなくなった場合、安定所が実施を求める事業を繰り返し実施しない場合等引き続き季節労働者就労支援事業を実施しても効果が見込まれないと判断される場合は、季節労働者就労支援事業を打ち切ることができるものとする。

(5) 目標の達成

季節労働者就労支援事業の実施に当たっては、政策目標に留意しつつ事業を実施すること。

○ 季節労働者就労支援ナビゲーター設置要領（「季節労働者就労支援事業実施要領」別添）＜抜粋＞

季節労働者就労支援ナビゲーター（以下「就労支援ナビゲーター」という。）の設置については、職業相談員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第57号）によるほか、この要領に定めるところによる。

#### 1 職務

就労支援ナビゲーターは、「季節労働者就労支援事業実施要領」5に規定する季節労働者就労支援事業の内容を実施する。

2～4 （略）

表2-6 個別求人開拓推進員の職務

○ 個別求人開拓推進員設置要領（「就職支援プログラム事業の実施について」（平成20年3月31日付け職発第0331014号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知）別添「就職支援プログラム実施要領」別紙2）<抜粋>

個別求人開拓推進員の設置については、職業相談員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第57号）によるほか、この要領に定めるところによる。

#### 1 職務

個別求人開拓推進員は、以下の業務を行う。

- (1) 職員又は早期就職専任支援員（就職支援ナビゲーター。以下「ナビゲーター」という。）が、特定の求職者について、履歴書、職務経歴書その他当該求職者の職歴等を示す資料及び当該求職者の希望条件を付して、その採用を希望する求人の開拓を依頼するものについて、求人開拓を実施する。
- (2) 職員又はナビゲーターから、特定の事業所への就職を希望する求職者のために、その職歴等の情報を活用した当該事業所の求人開拓を依頼するものについて、求人開拓を実施する。
- (3) 求職情報の公開を希望する求職者の情報を活用し、求人者に対し、これらの求職者情報を提供しつつ求人開拓を実施する。
- (4) 求人開拓に際し、求人者が特定の求職者との面談等を希望する場合には、その旨を職員に連絡しリクエスト紹介の実施を求めるとともに、当該求人者と求職者の間のリクエスト紹介に関する事務の補助を実施する。

2～4 （略）

表 2-7 農林業等就職支援相談員の職務等

<p>○ 農業等就職促進支援事業実施要領（「農業等就職促進支援事業の実施について」（平成 11 年 9 月 1 日付け職発第 675 号各都道府県知事あて労働省職業安定局長通知）別添）＜抜粋＞</p> <p>1 (略)</p> <p>2 農業等就職相談コーナーの設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 農業等就職支援事業に係る相談員の配置</p> <p>コーナーを設置した安定所（以下「コーナー設置安定所」という。）には、農業等就職支援相談員（以下「相談員」という。）を配置することとし、当該相談員は下記 3 に掲げる業務を行うために必要な知識及び経験を有する者の中から、適格な者を都道府県職業安定主管課（部）長が委嘱するものとする。</p> <p>3 コーナー設置安定所における業務</p> <p>(1) 求人情報の提供等（略）</p> <p>(2) 農業等に係る求人等の公開（略）</p> <p>(3) 職業相談（略）</p> <p>(4) 他の安定所との連携（略）</p> <p>(5) 農業等関係団体との連携（略）</p> <p>4・5 (略)</p>
---

(注) 本相談員は、「農業等就職促進支援事業の実施について」（平成 20 年 7 月 11 日付け職発第 0701005 号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知）に基づき廃止されている。

表 2-8 若年者農業就業支援員の職務等

<p>○ 『「農林業をやってみよう」プログラム』等の実施について（平成 18 年 4 月 1 日付け職発第 0401010 号・能発第 0401005 号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長・同職業能力開発局長連名通知）＜抜粋＞</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 プログラム等における各種支援施策の実施</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 就農等支援コーナーの設置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 就農等支援コーナーの業務に係る相談員の配置</p> <p>「就農等支援コーナー」設置公共職業安定所に配置されている職業相談員（一般）のうち 1 名が、「就農等支援コーナー」の業務にあたるものとする。</p> <p>ただし、現在、農業等就職促進支援事業により「農林業等就職相談コーナー」が設置されている公共職業安定所に「就農等支援コーナー」を設置する場合は、農業等就職支援相談員が「就農等支援コーナー」の業務にあたることを可能とする。</p>
--

また、フリーター等若者に対する「就農等支援コーナー」の利用勧奨や職業相談、新規就農相談センター等の関係機関との連携をきめ細かく行うため、別添1「若年者農業就業支援員設置要領」により、所要の「就農等支援コーナー」に「若年者農業就業支援員」を配置する。

(4)～(5) (略)

4～6 (略)

○ 若年者農業就業支援員設置要領（『農林業をやってみよう』プログラム』等の実施について 別添1）＜抜粋＞

若年者農業就業支援員（以下「支援員」という。）の設置については、職業相談員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第57号）によるほか、この要領の定めるところによる。

1 目的

支援員は、フリーター等若者に対して、職業指導を通じて、農業就業に関する意識の明確化を図り、農業での就業を希望する者に対しては、個人ごとの状況・希望に応じて、農業への就業支援のための各種情報の提供や農業研修のあっせん等をきめ細やかな職業相談の中で行い、常用雇用化を図る等の農業就業支援を実施する。

2 (略)

3 業務内容

- (1) 都道府県新規就農相談センター等関係機関との連絡調整
- (2) 求人情報、農業就業の実情等の農業就業に係る総合的な情報の収集・分析整理
- (3) 個別求人開拓
- (4) ヤングワークプラザやジョブカフェ、ヤングジョブスポット等の利用者に対する就農等支援コーナーの利用勧奨
- (5) フリーター等に対する職業相談
  - ① 農業就業に係る知識の乏しい者に対する農業就業の実情等の情報提供
  - ② 個人ごとの状況・希望に応じた農業就業支援情報の作成・提供
  - ③ 農業法人等求人事業主への職業紹介
  - ④ 就農準備校等で実施する農業研修等へのあっせん

4～7 (略)

(注) 本相談員は、『農林業をやってみよう』プログラム』等の実施について（平成20年7月11日付け職発第0711006号・能発第0711001号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長・職業能力開発局長連名通知）に基づき廃止されている。

表 2-9 職業相談員（地方就職支援）の職務等

○ 職業相談員（地方就職支援）設置要領（「地方就職等支援事業の実施について」（平成 20 年 4 月 1 日付け職発第 0401014 号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知）別紙「地方就職等支援事業実施要領」別添）＜抜粋＞

1 目的

職業相談員（地方就職支援）（以下「相談員」という。）は、地方就職相談窓口において、地方就職希望者及び地方採用希望企業に対して、地方への就職等に関する情報提供、相談、指導助言及びその他必要な業務を行い、労働移動の円滑化を図ることを目的とする。

2・3 （略）

4 業務

相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 相談窓口等においての情報提供、相談業務に必要な地方就職等に関する情報収集すること。
- (2) 相談窓口等において、地方就職等希望者等に対して、情報を提供するとともに、相談に応じ、必要な指導助言を行うこと。
- (3) 相談窓口等において、地方就職希望者等の求職を受理すること。
- (4) その他地方就職等の促進に関する業務を行うこと。

5・6 （略）

表 2-10 出稼労働者就労支援員の職務等

○ 出稼労働者就労支援員設置要領（出稼労働者対策実施要領の改正について（平成 19 年 4 月 1 日付け職発第 0401016 号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長通知）別添）＜抜粋＞

出稼労働者就労支援員（以下「支援員」という。）の設置については、職業相談員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 57 号）によるほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

地元就労の推進、やむを得ず出稼に出る者への職業相談、受入事業所の雇用管理改善指導等を推進し、出稼労働者の安全・安定就労を推進し、併せて地元就労を希望する者に対する支援等を推進する。

2 設置場所

出稼労働者を相当数送出する地域を管轄する公共職業安定所（以下「主要送出安定所」という。）及び出稼労働者を相当数受け入れる地域を管轄する労働局（以下「主要受入労働局」という。）に設置する。

3 管轄地域及び職務内容

(1) 主要送出安定所の支援員

イ 管轄地域

設置される公共職業安定所管轄地域

ロ 職務

- (イ) 出稼就労に係る求人情報の収集・分析整理
- (ロ) 地元就労推進のための個別求人開拓
- (ハ) 現地選考を行う受入事業主支援
- (ニ) 出稼労働者に対する職業相談及び適格紹介
- (ホ) 受入安定所との連絡調整
- (ヘ) 都道府県、市町村等関係機関との連絡調整

(2) 主要受入労働局の支援員

イ 管轄地域

設置される労働局が管轄する都道府県を中心とした隣県を含む同一経済圏

ロ 職務内容

受入事業所定期巡回訪問及び雇用管理改善指導の職務を中心にした下記の職務を行う。

- (イ) 出稼労働者に対する雇用管理改善に係る相談
- (ロ) 出稼就労に関する情報の収集・分析整理
- (ハ) 送出地公共職業安定所との連絡調整
- (ニ) 出稼労働者受入協議会が開催される際の事務補助
- (ホ) 就労問題等の打合会が開催される際の事務補助

4～7 (略)

表 2-11 有期実習型求人開拓推進員の職務

○ 有期実習型求人開拓推進員設置要領（「職業能力形成プログラム業務実施要領」（平成 20 年 5 月 28 日付け職発第 0528001 号・能発第 0528003 号各都道府県労働局長あて厚生労働省職業安定局長・同能力開発局長連名通知）別紙 13）〈抜粋〉

有期実習型求人開拓推進員の設置については、職業相談員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 57 号）によるほか、この要領に定めるところによる。

#### 1 職務

有期実習型求人開拓推進員は、以下の業務を行う。

- (1) 事業主に対して、ジョブ・カード制度の中の職業能力形成プログラムのうち、有期実習型訓練及び実践型人材養成システム（以下「雇成型訓練」という。）の周知・啓発を行うこと。
- (2) 「職業能力形成システム普及促進事業」により設置される地域ジョブ・カードセンター及び同センターのブランチ（以下「地域 J C C」という。）と密接に連携して、雇成型訓練への参加を希望する企業を開拓すること。
- (3) 求人開拓の実施に際し、求人事業主が雇成型訓練の参加を希望する場合は、地域 J C C 又は（独）雇用・能力開発機構都道府県センターに取り次ぐこと。
- (4) 求職情報の公開を希望するジョブ・カード制度の対象求職者（職業能力形成機会に恵まれなかった者）の情報を活用し、求人者に対し、これらの求職者情報を提供しつつ求人（雇成型訓練に係る求人を含む。）開拓を実施すること。

2～4 （略）